

事務連絡  
令和3年10月19日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局  
全国健康保険協会  
健康保険組合  
健康保険組合連合会  
関係各省共済組合等所管課（室）

御中

厚生労働省保険局保険課  
厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課  
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

オンライン資格確認等システムを利用した保険者間の特定健康診査等に係る情報照会及び提供の開始について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、「医療機関及び薬局における本人の同意を取得した上での特定健康診査等の情報の閲覧開始について」（令和3年7月5日付け厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療介護連携政策課事務連絡）においてお示したとおり、オンライン資格確認等システムを利用した特定健康診査等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する特定健康診査及び法第125条第1項に基づく健康診査をいう。以下同じ。）に係る情報の閲覧等（マイナポータルを通じた本人による自らの特定健康診査等に係る情報の閲覧、医療機関及び薬局における本人の同意を取得した上での特定健康診査等に係る情報の閲覧並びに保険者間の特定健康診査等に係る情報照会及び提供）のうち、医療機関及び薬局における本人の同意を取得した上での特定健康診査等に係る情報の閲覧を本年7月6日より開始したところですが、今般、保険者間の特定健康診査等に係る情報照会及び提供についても、本年10月20日より開始することとなったので、お知らせします。

オンライン資格確認等システムを利用した保険者間の特定健康診査等に係る情報照会及び提供に係る留意事項については、「特定健康診査及び特定保健指導の記録の写しの保険者間の情報照会及び提供について」（令和3年3月17日付け通知）の第3の1でお示したとおりです。加入者及び後期高齢者医療の被保険者が、旧保険者が保

有している特定健康診査等に係る情報をオンライン資格確認等システムにより現保険者に提供することを希望しない場合は、現保険者に対してその旨の申出をすることが可能であるため、引き続き、資格取得時において当該申出に係る申請書を配布することや、当該申請書をホームページ等に掲載することなどを通じて、加入者に対して、当該申出が可能である旨の周知をお願いします。

なお、マイナポータルを通じた本人による自らの特定健康診査等に係る情報の閲覧については、改めて、開始時期をご連絡します。

都道府県におかれましては、貴管内の市町村及び国民健康保険組合への周知を、関係各省共済組合等所管課（室）におかれましては、所管の共済組合等への周知をお願いします。